

申告は正しく  
3月15日までに

# 所得税の確定申告 市民税・県民税の申告

ID 1017931

## ▼確定申告とは

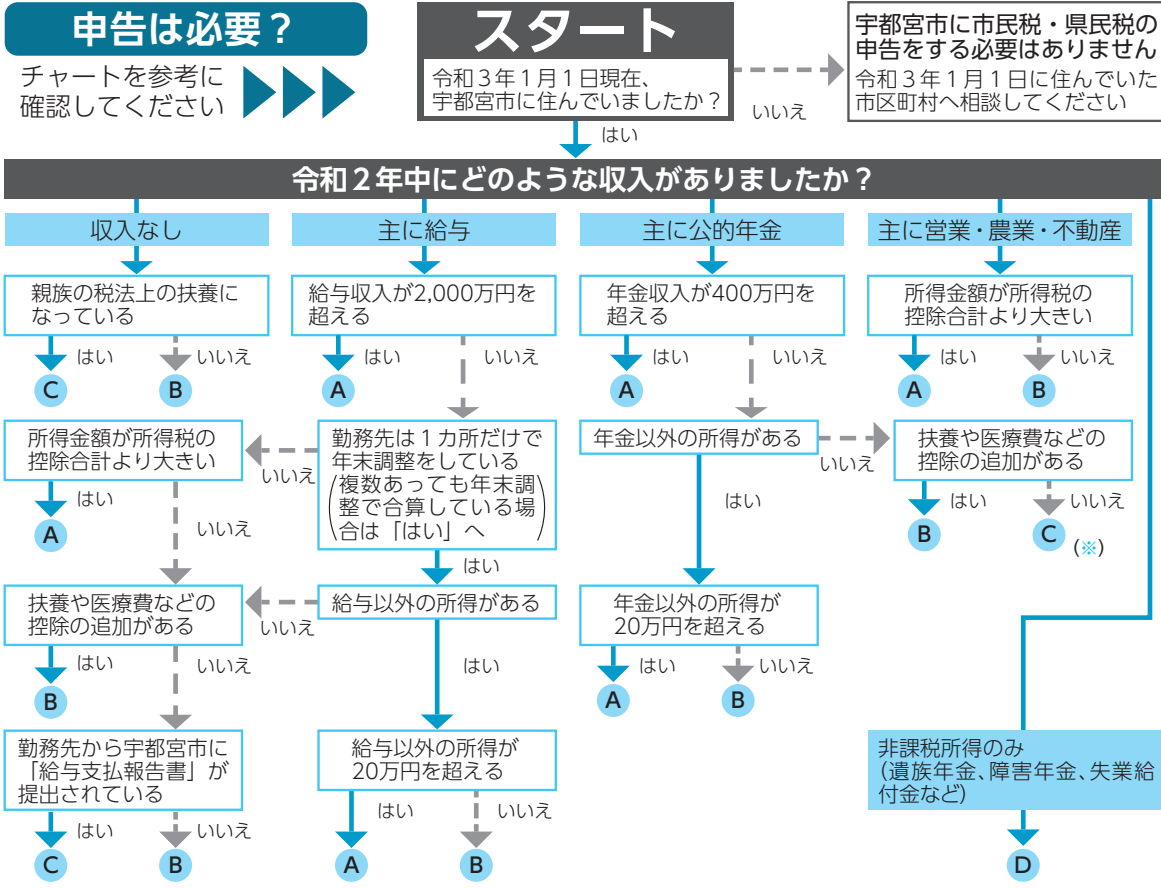
前年の所得と所得税（国税）額を申告する手続きです。実際に納めるべき税額より納め過ぎていた場合は、払い戻し（還付）を受けることができます。また、不足する場合は納付します。

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151

## ▼市民税・県民税の申告とは

今年課税される市民税・県民税（地方税）の計算に必要な申告です。国民健康保険税の計算や所得証明の発行にも必要ですので、収入が無い場合でも忘れずに、必ず申告してください。

☎市民税課 ☎(632)2233・2221・2214・2217



判定結果	フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課へお問い合わせください。
<b>A</b> 所得税の確定申告が必要です ☎宇都宮税務署 ☎(621)2151	所得税の確定申告書を提出すれば、市民税・県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
<b>B</b> 市民税・県民税の申告が必要です ☎市民税課 ☎(632)2233	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
<b>C</b> 確定申告、市民税・県民税の申告は必要ありません	※の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
<b>D</b> 市民税・県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除申請を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

市民税・県民税の申告書は、昨年中に申告をした人などへ2月上旬に発送します。市申告書は、市民税課（市役所2階）または各区・団（市団）からも取り出し可）で入手できます。なお、所得税の確定申告を税務署に提出する人は、市民税・県民税の申告を市に提出する必要はありません。

▼申告に必要なもの マイナンバーカードまたは通知カード（通知カードの場合は運転免許証などの本人確認書類も必要）、申告書、振込先口座の分かるもの、印鑑（朱肉で押せるもの）。必ず筆記用具を持参。

その他、必要なものは下の表の通り。

所得の種類	申告に必要なもの
給与・年金所得者	源泉徴収票（原本または写し）
事業（営業・農業）・不動産所得者	収支内訳書（青色申告の人は青色申告決算書）、帳簿など
社会保険料控除	国民健康保険税（料）、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料の支払金額が分かる書類
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
医療費控除	医療費控除明細書
寄附金控除	寄附金の領収書など

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 今年度の申告書は、郵送での提出にご協力ください。

2月1日スタート

1025932

市民税・県民税の申告書は、  
市ホームページからも作成・印刷できます

1 市HPの「ページID検索」で「1025932」と入力。



▲市HP



▼「個人市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます（外部リンク）」をクリック。

2 所得金額や所得控除額など必要項目を入力し、  
申告書を作成・印刷



3 3月15日までに必要書類を同封し、郵送で提出

送付先

〒320-8540  
市役所市民税課



※ファクス・電子メールなどでの提出はできません。

もう待たない並ばない

## 所得税の確定申告は自宅で簡単・ 便利なネット申告がオススメ

インターネットで自宅にしながら、確定申告書の作成・申告ができます。申告期間中は、各申告会場は大変混雑しますので、インターネットでの申告が大変便利です。

なお、来場する場合は、公共交通機関の利用にご協力ください。

e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

STEP

1 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」URL1で作成



国税庁 確定申告 検索

STEP

2 e-Taxで送信 または  
書面で印刷して宇都宮税務署へ送付 オススメ



e-Taxで送信  
ID・パスワードが  
必要です。

or



書面で送付  
送付先  
〒320-8655  
昭和2丁目1-7  
宇都宮税務署

## 市民税・県民税の申告会場

■会場 市民税課(市役所2階) ☎市民税課 ☎(632)2233

期間	受付時間
▼平日 2月16日(火)～3月15日(月)	午前8時30分～ 午後5時15分
▼休日 2月21日(日)・2月28日(日)	午前9時～午後4時

■会場 各地区市民センター（午前9時～午後3時）

会場	期間
横川(屋板町)	2月8日(月)
富屋(徳次郎町)	2月9日(火)
城山(大谷町)	2月9日(火)・10日(水)
瑞穂野(下桑島町)	2月10日(水)
篠井(下小池町)	2月12日(金)
上河内(中里町)	2月15日(月)・16日(火)
河内(中岡本町)	2月17日(水)～19日(金)
平石(下平出町)	2月22日(月)
姿川(西川田町)	2月24日(水)～26日(金)
清原(清原工業団地)	3月1日(月)・2日(火)
雀宮(新富町)	3月3日(水)～5日(金)
豊郷(岩曾町)	3月8日(月)・9日(火)

※国本地区市民センター(宝木本町)は改修工事のため開設しません。

※申告会場の混雑状況をツイッターで発信しています。

市民税課アカウント @utsunomiya\_siminzeika

## 所得税の確定申告会場など

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151

■会場 マロニエプラザ(元今泉6丁目)

期間	受付時間
▼平日 2月16日(火)～3月15日(月)	午前9時～午後4時
▼休日 2月21日(日)・2月28日(日)	午前9時～午後4時

※期間中は宇都宮税務署での相談は行いません。

※納付の窓口業務は行いません。

確定申告会場への入場には入場整理券が必要です

▼確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された入場整理券が必要となります。

▼入場整理券は、当日会場で配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

▼国税庁のLINEアカウントから事前発行も行っています。詳しくは、国税庁HP URL2をご覧ください。

国税庁アカウント @kokuzei

▼来場の際には、筆記用具、電卓などをご持参ください。

👉ご注意ください

▼入場時に、当日配付した入場整理券またはLINEで事前発行した際に表示される「申込完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。

▼医療費控除は医療費の明細書の添付が必要です。令和2年分の確定申告から医療費の領収書の添付では医療費控除は受けられません。医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります)。